



相続の一連の手続きをワンストップで対応。



女性の細やかな視点で丁寧なサポート。



「確定申告は、税制を一番身近に感じ、毎日の引き締まる期間」と大倉さんは語る。



「クマさんの女心と仕事心 W・HEART」(文芸社) 定価 1,100円+税

成年年齢引き下げの影響に注意喚起 贈与税相続税の税制改正の詳細解説

制度の全体像理解促進
様々な利害得失を指摘

法改正で2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。これに伴って20歳を基準にした社会の様々な規定も改正されたが、贈与税、相続税に関する税制改正に注意を促しているのが、国税庁で長年税務に携わった経験を持つ「大倉佳子税理士事務所」の所長大倉佳子さんだ。改正にはメリット、デメリットがあり、早い段階から制度の全体像を把握して必要な措置を講じることの重要性を説く。

「18歳といえば高校3年生の年齢ですが、成年年齢の引下げによって、18歳の方でも親の同意を得ずに様々な契約をすることができるようになりました。その分、大人としての自覚を持ち、社会の様々な制度について理解を深めることが重要になります。税制、とりわけ贈与税や相続税は複雑で理解するのが大変ですが、将来の生活に関わることであり、わからないことは税務署や税務の専門家に相談して、必要な時に必要な手続きを怠らないようにする努力が大事です」

贈与税、相続税に関する税制改正のポイントを解説する。

「贈与や相続などの時期によって、受贈者や相続

人などの年齢要件が改正されました。贈与税では、相続時精算課税や住宅取得等資金の非課税措置、贈与税の特例税率、相続時精算課税適用者の特例、事業承継税制などが18歳以上に、結婚・子育て資金の非課税措置が18歳以上50歳未満に変わりました。これらは従来より2年早く利用できるためメリットと言えます。一方、相続税では、相続税法の未成年者控除が相続等の日において20歳未満から18歳未満に引き下げられました。未成年者控除は相続や遺贈で財産を取得した法定相続人が未成年だと相続税額から一定額を差し引ける制度ですが、この控除の上限額が成年年齢引き下げによって2歳分縮小されるので、デメリットといえます」

このほか、18歳や19歳の相続人は従来、遺産分割協議に参加するに当たって代理人を立てる必要があったが、単独で協議に参加し、署名捺印することができるようになったことや、孫が18歳になった翌年から贈与を開始すれば、低い税率で済むだけでなく、2年前倒しで生前贈与を行うことができるようになったことなども指摘し、成年年齢引き下げによる影響の全体像を理解することが、将来設計のために有益であることを強調する。

(ライター) 斎藤 勉

大倉佳子税理士事務所
おおくらよしこざいりしむしょ

04-2924-0790
garnet-bear8@jcom.zaq.ne.jp
埼玉県所沢市上新井5-33-15
http://okura-tax.jp/
https://taxoo-jimusyoo.com/

代表 大倉佳子 さん
東京国税局採用。都内税務署及び国税庁に30年余り勤務。2017年「大倉佳子税理士事務所」開業(関東信越税理士会所沢支部所属)。2018年、中小企業等軽々強化法に基づく経営革新等支援機関に認定。

